

野田市選挙管理委員会告示第14号

令和6年6月23日執行予定の野田市長選挙において、野田市選挙ポスター掲示場に関する条例（昭和58年野田市条例第31号）の規定により設置されるポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和6年6月16日とする。ただし、候補者届出の受理後とする。

令和6年6月14日

野田市選挙管理委員会
委員長 金子 憲 一